

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

電子帳簿保存法

★ 電子取引データ保存

Q. 事業者は令和6年1月から電子取引データを保存しなければならないそうですが、どんな内容ですか？

A. 電子帳簿保存法により、令和6年1月1日から、申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある者が、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合は、その電子データ(電子取引データ)を保存しなければならないこととなっています。

保存の対象となるのは、紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類(注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など)に相当するデータです。あくまでもデータでやりとりしたものが対象ですので、紙でやりとりしたものをデータ化する必要はありません。

また、データは受け取ったものだけでなく、送ったデータも保存する必要があります。

保存する場合は、「改ざん防止のための措置」をとり、「日付・金額・取引先」で検索できるようにしておかなければなりません。

費用のかからない「改ざん防止のための措置」には、「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」方法が、また、検索要件を満たすための簡易な方法には、「表計算ソフト等で索引簿を作成する」方法や「規則的なファイル名を付す」方法があります。

そして、ディスプレイやプリンタ等を備え付けておかなければなりません。

[電子帳簿保存法の概要 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

電子帳簿保存法一問一答 [0021006-031_03.pdf \(nta.go.jp\)](#)

電子帳簿保存法取扱通達 [00023006-044_01-2-1.pdf \(nta.go.jp\)](#)

★ 電子データ保存への対応

Q. 電子取引の取引情報に係る電子データ保存への対応が間に合いませんが、どのような対応をすればいいのでしょうか？

A. 令和5年12月31日までに行う電子取引については、宥恕措置により、電子データを単に保存しておくか、保存すべき電子データを出力することにより作成した書面(出力書面)を保存し、税務調査等の際に提示又は提出(提示等)ができるようにしておけば問題ありません。また、令和6年1月1日以後に行う電子取引については、税務署長が相当の理由があると認め、かつ、保存義務者が税務調査等の際に、税務職員からの求めに応じ、その電子データ及び出力書面の提示等を行うことができる場合には、その保存時に満たすべ

き要件にかかわらず電子データの保存が可能となる措置(猶予措置)が講じられています。

このように、令和5年12月末までに行う電子取引を対象とした宥恕措置では、出力書面のみを保存する方法で対応することが認められていましたが、令和6年1月以降に行う電子取引を対象とした猶予措置では、出力書面のみを保存することで対応することは認められておらず、出力書面の提示等に加え、電子データそのものも保存しておき、提示等ができるようにしておく必要がありますので、注意してください。

電子取引データの保存方法 [0023011-012.pdf \(nta.go.jp\)](#)

★ 電子データ保存の猶予措置が認められる相当の理由

Q. 電子データ保存の猶予措置が認められる相当の理由とは、どのような場合ですか？

A. 電子取引は、税務署長が「要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由がある」と認める場合に、出力書面の提示又は提出の求めに応じることができるようにしているときは、保存時に満たすべき要件が不要となる旨の規定が設けられています。

この場合の相当の理由とは、例えば、その電磁的記録そのものの保存は可能であるものの、保存時に満たすべき要件に従って保存するためのシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等といった、自己の責めに帰さないとは言い難いような事情も含め、要件に従って電磁的記録の保存を行うための環境が整っていない事情がある場合をいい、保存時に満たすべき要件に従って保存できる環境が整うまでは、そうした保存時に満たすべき要件が不要となります。

ただし、システム等や社内のワークフローの整備が整っており、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存時に満たすべき要件に従って保存できるにもかかわらず、資金繰りや人手不足等の理由がなく、そうした要件に従って電磁的記録を保存していない場合には、この猶予措置の適用は受けられないことになります。

電子帳簿保存法の改正 [0023003-082.pdf \(nta.go.jp\)](#)

電子帳簿保存法一問一答補足 [0023011-017.pdf \(nta.go.jp\)](#)

★ インターネットバンキングによる振り込み

Q. 令和6年1月1日以後に電子取引を行った場合は、保存が必要とか。インターネットバンキングで振り込んだ場合も電子取引になるのですか？

A. 電子取引に該当します。

インターネットバンキングを利用した支払等は、その取引情報の正本が別途郵送されるなどといった事情がない限り、E D I取引として電子取引に該当します。

したがって、令和6年1月1日以後は、一定の事項が記載されたデータ(電磁的記録)を保存しなければなりません。

一定の事項が記載された電磁的記録とは、金融機関の窓口で振込等を行ったとした場合に受領する書面の記載事項(振込等を実施した取引年月日・金額・振込先名等)が記載されたデータ(電磁的記録)で、そのデータ(又は画面)をダウンロードする又は印刷機能等によってPDFファイルを作成するなどの方法によって保存する必要があります。

なお、振込依頼を受け付けた旨のみが単に画面に表示される場合については、その旨は、取引に関して受領し、又は交付する書類に通常記載される事項ではなく、取引情報には該当しないので、電子帳簿保存法上、その旨が記載された電磁的記録(又は画面)は

保存する必要はありません。

消費税法

★ 免税事業者からの仕入

Q. インボイスが始まりましたが、免税事業者からの仕入は税額控除できないのですか？

A. 原則はできませんが、経過措置があります。

インボイス制度では、適格請求書発行事業者以外の者(消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者)からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないので、原則的に仕入税額控除を行うことはできません。

ですが、次の期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられていますので、一定の金額を控除することができます。

① 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで・・・仕入税額相当額の80%

② 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで・・・仕入税額相当額の50%

ただし、この経過措置の適用を受けるためには、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存をしなければなりません。

この場合、帳簿には区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、例えば、「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要となります。また、請求書等には、区分記載請求書等と同様の記載事項が必要となります。

免税事業者からの仕入の経過措置 [01-15.pdf \(nta.go.jp\)](#)

★ 社員が立替えた経費と仕入税額控除

Q. 社員が立替えた経費を精算する場合の仕入税額控除はどうなりますか？

A. インボイス制度では、次の事項が記載された適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

② 課税資産の譲渡等を行った年月日

③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率

⑤ 税率ごとに区分した消費税額等

⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

したがって、社員が立替えた経費を精算する場合には、これらが記載されたインボイスを社員から受領して、保存する必要があります。この場合、社員の名前でなく会社の社名が記載されたインボイスである必要がありますので、この点に注意してください。

なお、受領したインボイスが簡易インボイスの場合は、交付を受ける事業者の氏名等の記載は不要ですので、上記①から⑤の事項が記載されたレシート等を受領して保存すれば仕入税額控除が受けられることとなります。

請求書等の保存 [01-12.pdf \(nta.go.jp\)](#)